

令和4年度 第6回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年9月12日(月)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番 勝又忠好君	4番 立道和策君
3番 加藤由富君	6番 勝又政昭君
5番 岩瀬茂君	8番 坂本登志雄君
7番 長田守正君	10番 勝亦里沙君
9番 伊倉ふさ子君	12番 小宮山勉君
11番 小宮山光文君	14番 山崎嘉幸君
13番 鎌野博之君	16番 勝又高君
15番 芹沢重徳君	18番 内田元和君
17番 田代速夫君	20番 土屋直人君
19番 鈴木政信君	22番 大庭省一君
21番 小林武治君	24番 勝又保明君
23番 勝亦康雄君	26番 勝又光明君
25番 渡辺義文君	28番 石田澄夫君
27番 杉山光利君	30番 杉山泰芳君
29番 滝口恵治君	
31番 林良三君	

欠席委員 (1人)

2番 杉山道洋君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第26号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 石田 萌乃

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和4年度第6回総会を開会いたします。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局長 ありがとうございます。
本日の出欠の報告ですが、議席番号2番 杉山道洋委員が欠席となります。農業委員の出席は、過半数に達しておりますので本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。
会長お願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、4番 立道和策委員、5番 岩瀬茂委員よろしく申し上げます。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第11号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年9月12日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
- 会長 報第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書2ページをお願いします。

報第12号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年9月12日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。
議案第23号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年9月12日提出。今月の3条許可申請件数は4件です。
こちらの整理番号1から4につきましては、営農型太陽光発電事業に係る3条申請となります。議案の説明に先立ち、営農型太陽光発電について説明いたします。お配りした資料をご準備ください。

(資料 内容説明)

事務局

整理番号1と2、整理番号3と4という形でそれぞれ一体事業になります。農地の使用貸借権の設定と区分地上権の設定がそれぞれ別の申請になりますので、3条の許可申請は合計4件に分かれております。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,332.78 m²
申請面積につきましては、後ほどの農地法第5条許可申請にあります一時転用部分にあたる太陽光発電設備の支柱部分面積を除いた面積が記載されております。

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、新規就農のため譲渡人から使用貸借により農地を借り受けるものです。なお営農部分においては、お茶を栽培する計画です。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 626.40 m²

この申請面積につきましては、設置される太陽光パネルの総面積が記載されております。

す。

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置し、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。なお、区分地上権の設定においては、耕地面積及び稼働人数については、審査の対象にならないため、議案書におきましては、便宜上いずれも0と表示をしております。

番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 2,059.78 m²

申請面積につきましては、後ほど農地法第5条許可申請にあります転用部分にあたる太陽光発電設備の支柱部分の面積を除いたものになります。

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、新規就農のため譲渡人から使用貸借により農地を借り受けるものです。なお営農部分においては、お茶を栽培する予定です。

番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 626.40 m²

この申請面積につきましては、設置される太陽光パネルの総面積となります。

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置し、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。なお、区分地上権の設定においては、耕地面積及び稼働人数は審査の対象とならないため、議案書におきましては、便宜上いずれも0と表示をしております。

番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1及び2について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

整理番号1から報告します。

調査日は令和4年9月4日です。譲渡人、譲受人と現地で立会いのもと、調査いたしました。

申請行為についてですが、本人が申請したものであり、間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、譲受人は新規就農のため、遊休化していた農地を使用貸借により借り受けて営農をするものでございます。

効率的利用の部分ですが、借り受ける農地につきましては、自宅から3.6 kmほどで、車で20分ほどです。農作業従事者は4名おり、今後1名を増員します。農機具につきましては耕耘機、茶刈機、草刈機等を所有しています。

耕作管理計画ですが、取得する農地につきましてはお茶、ハヤテサカリという品種を作付けして収穫し製茶工場に出荷して桑茶、青汁等に加工されるということです。

下限面積の関係ですが、新規就農ということでこの農地1,333 m²と川島田に2,060 m²

の農地を借り受けるということで、合計 3,393 m²であり 30 アールを超えているので問題ありません。

転貸しの関係ですが、こちらはありません。

地域との関係ですが、周辺農地利用の取決めに従い、支障の無いよう耕作を行うとのことでした。

以上です。

1 9 番委員

整理番号 2 の関係ですが、区分地上権関係の申請で、こちらにつきましては、本人が申請したものであり、間違いはありません。

権利の設定、移転等ですが、譲受人は営農型太陽光発電のため太陽光パネルを設置し、賃貸借により譲渡人農地の太陽光パネル部分 626.40 m²に区分地上権を設定するものです。

その他の点につきましては、整理番号 1 で申し上げたとおりです。
以上です。

会長

続きまして、整理番号 3 及び 4 について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 2 番委員

整理番号 3 番について報告いたします。

申請行為については、本人が申請したものに間違いありません。

権利設定・移転等の内容ですが、農地使用貸借による権利であり、期間は 20 年間です。目的はお茶の栽培です。

効率的利用としまして、取得する農地は自宅から約 2 km ほど車で約 15 分程度です。農作業従事者は、現在 4 名で今後 5 名となる予定であり、経験は 3 年程度とのことでした。農機具につきましては、茶刈機 1 台、耕耘機 1 台、草刈機 4 台、スナッピー 1 台ということでした。取得する農地については、効率的に耕作管理するということでした。

耕作管理計画につきましては、使用貸借を締結する農地はこれまで休耕地であり、田だったそうです。今後は茶畑として利用し、茶の品種は群馬県産のハヤテサカリとのことでした。

下限面積は、権利取得後の世帯の耕作面積は 33 アールなので、特に問題はありません。転貸しについてはありません。

地域との調和につきましては、収穫前に駆除、農薬を散布し、6 月から 9 月に収穫するとのことですが、周辺の農地に影響はないと思われます。万が一被害が発生した場合は、自己責任で解決するということでした。

以上です。

2 2 番委員

整理番号 4 について報告いたします。

申請行為については、本人が申請したものに間違いありません。

権利設定につきましては、農地については、その他使用収益権である区分地上権を設定しています。

現地の農地利用については、地元の取り決めに従うということでした。

効率的利用から地域との調和については、先ほど整理番号 3 で申し上げたとおりです。

以上です。

会長

調査日はいつでしたか。

22番委員

令和4年9月6日に現地で立会い、その後降雨のため杉名沢区公民館の会議室に移動し調査いたしました。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書6ページをお願いします。

議案第24号 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年9月12日提出。今月の4条許可申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 25 m²

転用内容は、分家住宅1棟の建設です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員

調査日は令和4年9月6日です。調査場所は自宅を取壊してありましたので、隣の仮住まいにて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由、必要性は妥当かについては、申請人は敷地前を通る市道2020号線の拡幅工事による敷地変更と子供達との同居の為に二世帯住宅に建替えをしたいと思い、自己用専用住宅の範囲内で敷地拡大を行ないたいとの理由であり、必要性は妥当であります。

転用行為に対して必要な資金は、十分に確保されているとのことでした。

他の権利者の同意ですが、申請地には他の権利を有する者はおらず、全て本人名義の所有地であります。

転用時期については、転用許可後すぐに着工したいということです。

他法令については都市計画法の開発許可の申請中とのこと。給水及び乗入れ口等は既存の物を使用するとのこと。

転用面積については、畑の総面積 112 m²の内約 22%の 25 m²を転用する計画です。現地確認しましたところ必要最小限であり、事業目的から見て充分適正であると思われます。

周辺への影響ですが、隣接農地所有者に事業目的及び工事概要等を説明し承諾書をいただいております。

以上でございます。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

なお、本案につきましては、整理番号 4 に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号 1 から 3 について審議いたします。その後整理番号 4 について審議いたします。整理番号 1 から 3 について事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 25 号 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 4 年 9 月 12 日提出。今月の 5 条許可申請は 4 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 95.06 m²

転用内容は、売買による駐車場 5 台の設置及び進入路の確保となります。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第 2 種農地に区分されます。

番号 2 及び 3 については、先ほどの 3 条許可申請と同一の事業になります。この二件関しては、営農型太陽光発電であり、農地に支柱を建て営農を行いながら、上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業及び発電事業を両立する仕組みとなります。

この場合、支柱、杭の基礎部分について一時転用許可が必要となるため、今回の5条申請に至っております。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 0.22 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電用杭の設置です。期間は令和7年9月11日までの3年間の一時転用となります。但し、譲受人が太陽光発電の期間を20年間に設定しているため、3年ごと再許可の申請が必要となります。

農地の区分は、農用地区域内農地、いわゆる青地に区分されますが、太陽光発電設備の下部で営農を行う形の一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 0.22 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電用杭の設置です。期間は令和7年9月11日までの3年間の一時転用となります。但し、譲受人が太陽光発電の期間を20年間に設定しているため、3年ごと再許可の申請が必要となります。

農地の区分は、10ha以上の一団農地になっているため、第1種農地に区分されますが太陽光発電設備の下部で営農を行う形の一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

調査日は令和4年9月3日です。調査場所は、現地で両者立会いのもとで行いました。申請行為について、譲受人、譲渡人は兄弟で共に本人が申請しており内容に間違いありません。

転用理由、譲受人は現在隣接地に居住しており、家族も増え駐車場もなく苦慮しております。この度、譲渡人と話が決まり駐車場として利用するものです。また、一部を通路として転用したいということです。双方の話し合いの結果で譲渡するものです。必要性は妥当です。

資金ですが、土地の購入費及び整地費は自己資金で対応するとのこと。

他の権利者の同意については、他の権利者はありません。

転用時期は、許可次第着工したいということです。

他法令については、都市計画法の開発許可申請をしております。

転用面積は95.06 m²で事業目的から考えて適正であります。

周辺への影響については、被害防除施設等は設置しないが、万一被害が生じた場合は責任を持って解決するとのこと。

以上です。

会長

続きまして整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和4年9月4日です。譲渡人、譲受人と現地で立会いのもと、先ほどの3条の調査と合わせて行いました。

申請人の関係ですが、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、先ほど説明がありました農地の上空を使用して太陽光発電を行うため、この支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるものです。一時転用期間は3年間で年に1回の報告により農作物の生産等により支障が生じていなければ再許可が可能になるということです。面積的には0.22㎡で48本の支柱が建つわけですが、この部分の面積ということです

資金については、太陽光発電の設備代が800万円で、自己資金で対応するとのことです。

他の権利設定についてはありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令による許可は必要ありません。

転用面積ですが、支柱の部分のみでありまして必要最小限です。

周辺への影響ですが、支障はないと思われれます。万が一影響が出た場合は、責任を持って解決するとのことです。

以上でございます。

会長

続きまして整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

22番委員

調査日は令和4年9月6日です。現地及び杉名沢公民館会議室で調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したものに間違いありません。

転用理由は、支柱を建てるために、0.22㎡は農地として使用できなくなるためでございます。上空を使用して太陽光発電を行うためでございます。杭を48本建てるということでした。

資金につきましては、自己資金800万円で賄うということでした。その中には材工、復元工事、復元費用も含むと申しておりました。

他の権利者の同意ということで、譲渡人個人の土地を、譲渡人が代表を務める合同会社に賃貸するということでした。

転用時期につきましては、許可後直ちに開始したいということです。

他法令につきましては、許可については、必要はないと思います。

転用面積については適正であると認められます。

周辺への影響については、影響はないと思われれますが、万が一周辺に被害が出た場合は、自己責任で解決するということでした。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

次に整理番号4について、審議いたします。本案につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、10番委員は退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

会長

それでは、整理番号4について、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

番号4(議案書の内容読み上げ)畑 299㎡

転用内容は、使用貸借権による農家分家住宅1棟の建設です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

30番委員

調査日は令和4年9月4日です。譲受人、譲渡人と現地で調査いたしました。

申請行為の内容ですが、本人が申請し内容に間違いはございませんでした。

転用理由ですが、譲受人は3人家族で妻の実家に仮住まいをされており、子供が成長するに伴い手狭になりました。また来年小学校に入学するにあたり譲渡人に相談したところ、申請地を借り受けることになりました。

資金については、住宅ローンを利用するとのことでした。

他の権利者の同意等ではありますが、その他の権利設定等はありません。

転用時期は、転用許可後すぐに着工いたします。

他法令については、乗入れ口、排水設備設置のための道路占用許可申請及び都市計画法の建築許可申請をすでに市に提出しております。

転用面積は299㎡で適正規模であると思われます。

周辺への影響につきましては、既存集落内で建築物が連たんしている区域内であり、日照、排水等にも支障はございません。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
10番委員は着席してください。

(10番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 次に議案第26号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。
議案第26号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和4年9月12日提出。今月の非農地証明申請は3件でしたが、本日9月12日に整理番号2に関して所有者本人からの申し出により取下げ書が提出されましたので、今月の非農地証明申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田 現況 宅地 1,397 m²
昭和48年11月30日付で居宅5棟が建てられており、非農地証明の要件である建築物等の敷地として相当のものであり、かつ建築後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものにあたります。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 宅地 546 m²
昭和60年に区のコミュニティ供用施設が建てられており、非農地証明の要件である建築物等の敷地として相当のものであり、かつ建築後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものにあたります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

15番委員 調査は令和4年9月5日に電話にて聴き取りをしたのち、8日に本人と直接面会し、再度聴き取りを行いました。
申請行為について、本人が申請したもので間違いありません。
現況の様子は、申請地2筆の内1筆に居宅5棟があり、もう1筆に1棟がかかっている状態です。

転用経緯について、名寄帳・建物登記簿により、昭和48年11月30日に居宅5棟が新築されており、その後49年あまりが経過しているということです。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法に無知であったため、転用手続きを行わなかったということです。

農地の回復、農地への復元が容易でないと認められるかについては、現状居宅5棟があり、農地への復元は困難だと思われまます。

農業生産力の高さ、農業生産力の高い農地が転用されたものではないかについては、市街化区域との境に存在し、農業生産力の高い農地ではありません。

他法令に抵触した転用ではありません。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和4年9月6日です。申請人が高齢のため、長男に同席していただき自宅で確認いたしました。

本人が申請したものであり内容に間違いはないということです。

現況の様子及び転用経緯ですが、区のコミセンとして使われており、昭和60年に建築され、37年が経過しているとのことです。公共施設のためそのままにしていたそうです。

所定の手続きを取らなかった理由ですが、公共施設であり転用申請が必要であることを自覚していなかったためとのことです。以前の所有者が亡くなり、相続等の関係で非農地にする必要があったため、今回申請したということです。

農地への回復については、現在もコミセンの敷地として使用中であり、農地への復元は容易でないと認められます。

また、農業生産力の低い土地であり、他法令に抵触した転用ではありません。

以上です。

会長

事務局及び調査員より説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

4番委員

まず整理番号1について、課税はどうか。また、当時の土地利用の手続きとしては適切であったのか。その2点を伺いたいのと、整理番号3については昭和60年に市の立ち合いのもとで建てられていますが、行政側としてどのような手続きを当時取られたのか。また、土地については個人名義であります、権利設定はどうかご説明をお願いします。

以上です。

事務局

整理番号1ですが、課税については両筆とも宅地課税となっております。また居宅5棟にも家屋課税があります。

また、整理番号3ですが、開発許可申請、建築確認申請ともに市長名で申請されております。ただし農地転用の履歴がないため、おそらく公共施設として転用許可不要案件として処理したのではないかと思います。こちらも両筆とも、宅地課税になっております。

以上です。

4番委員 それぞれ、何年から宅地課税されていますか。

事務局 1月1日で課税をしているので、それぞれ建てられた翌年の1月1日から課税がされているものと思われます。

事務局 整理番号1は申請書に課税台帳が添付されており、建築年が48年で、翌年の1月1日から課税されています。

整理番号3は、固定資産評価証明のみ添付されており、課税された年は記載がありません。

4番委員 コミセンですが、地権者が固定資産税を払うようになっているのですか。

事務局長 賃貸借で契約した場合は、地権者に課税されます。

なお、課税の情報については、表に出せないものでありますので、取扱いにはご注意ください。

4番委員 今後もこのような案件が出てくると思います。我々が農業委員に就く前にもこのような事例はあったと思います。不平等とならないよう、悪いものは悪い、良いものは良いとはっきりしていただきたいと思います。平等性に欠けないように今後お願いしたいということで、質問させていただきました。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。

事務局及び調査員より説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 (質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定させていただきます。

会長 次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。なお議案第27号につきましては、整理番号2に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1について審議し、その後整理番号2について審議いたします。

整理番号1について、事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いします。

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年9月12日提出。

議案書10ページの議案第27号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が9月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が2件で、面積は5,163㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1（内容読み上げ）計2筆 2,171㎡

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員 流れとして、貸し手が借り手から貸してほしいと言われて、貸し手側が申請して、借り手が借りられるという流れでしょうか。

事務局 農地中間管理事業の利用開始までの流れですが、本件につきましては、借り手が農業経営の拡大を目指されているという中で、貸し手の農地を借りたいということで、双方の合意があって、今回の申請に至りました。県農協振興公社への申込み手続きについては市が行います。

7番委員 この時に農業振興公社に手数料等はかかりますか。

事務局 借賃の内1%プラス消費税が手数料として双方にかかります。なお、使用貸借の場合には、手数料はかかりません。

7番委員 申請時には手数料はかかりますか。

事務局 申請時にはかかりません。

7番委員 ありがとうございます。

会長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号2について、審議いたします。本件につきましては、12番委員が申請人となっているため議事参与の制限に該当する案件となります。12番委員は退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

事務局 整理番号2について、事務局から説明を求めます。

(番号2内容読み上げ) 計1筆 2,992㎡
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
12番委員は着席してください。

(12番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案について原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 次に議案第28号 農地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の11ページをお願いします。

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年9月12日提出。

議案書の12ページの議案第28号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が9月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理機構の特例事業である農地売買事業による農地利

用集積が1件で、面積は2,436.41㎡です。

なお、本案件は7月の農業委員会議案第16号にて一度ご承認いただいた売買事業の続きとなります。7月の農業委員会では、元々の地主から静岡県農業振興公社に一度所有権を移すことについてご承認いただきました。今回は、静岡県農業振興公社から最終的な買い手に所有権を移転するものです。

番号1（内容読み上げ）計11筆 2,436.41㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

それでは、本日の日程を全て終了しましたので、事務局へ進行を返します。

事務局

（連絡事項等）

1. 先進地活動事例（岩手県矢巾町農業委員会の農地集約化への取組み）の紹介並びに協議
2. 令和4年度（9月12日現在）農業委員会総会等日程表の変更について
3. 調査担当地区の確認について
 - ・原則申請地が属する部農会地区の委員が調査を行う（再度確認）
 - ・地区界付近で判断が難しい場合は、事務局が各委員と事前に調整を行う
4. 農業委員会活動記録簿の提出について
5. 農業会議情報について
6. 次回総会 10月12日（水）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。ご意見、ご質問等ございませんか。

30番委員

先ほど担当地区の説明がありましたけれども、例えば、六日市場区の方が、萩原区の農地を耕作するということになると、萩原区担当の委員が調査するという意味でしょうか。

事務局

担当地区の考え方は今までと変わりなく、申請に係る農地がある場所の部農会を担当する委員さんが調査をする形になります。所有者が別の地区に住まわれている場合もあ

るかと思いますが、農地のある場所の部農会地区の農業委員さん、推進委員さんが調査するという形になります。

30番委員 わかりました。ありがとうございました。

4番委員 自分の土地に他の部農会、他の地区の人が来て耕作する場合、その土地の部農会の委員が調査するということですか。

事務局 その土地がある所の部農会の農業委員会さん、推進委員さんが調査するという形になります。

事務局長 ほかにありますでしょうか。

長時間にわたりお疲れ様でした。以上をもちまして、令和4年度第6回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 4番 _____

議事録署名人 5番 _____
